

墨田区公共料金支払基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月12日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第50号

墨田区公共料金支払基金条例の一部を改正する条例

墨田区公共料金支払基金条例（平成元年墨田区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2億円」を「3億円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。